

【日常生活圏域の概要】

(単位：人)

生活圏域	区域名 (中学校区)	認定者数								65歳以上人口	高齢化率	人口
			要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5			
①	生駒北中学校区 光明中学校区(一部)	317	37	39	60	61	47	39	34	1,843	21.0%	8,766
②	鹿ノ台中学校区	374	50	60	80	62	48	37	37	2,876	30.6%	9,400
③	上中学校区	684	84	119	147	118	86	80	50	5,052	25.1%	20,163
④	光明中学校区(一部) 生駒中学校区(一部)	538	76	94	90	104	62	60	52	3,198	24.9%	12,836
⑤	光明中学校区(一部) 生駒中学校区(一部)	358	40	59	77	65	45	37	35	2,504	19.7%	12,693
⑥	生駒中学校区(一部)	404	71	57	74	72	42	53	35	2,243	24.4%	9,186
⑦	緑ヶ丘中学校区	1,036	131	189	212	199	125	107	73	5,576	24.5%	22,730
⑧	大瀬中学校区	344	49	63	62	73	33	38	26	2,021	19.6%	10,322
⑨	生駒南中学校区	278	34	43	51	66	31	32	21	1,691	25.5%	6,640
⑩	大瀬中学校区(一部)	355	38	64	75	67	41	38	32	1,971	23.6%	8,364
合計		4,688	610	787	928	887	560	521	395	28,975	23.9%	121,100
住所地特例		101										

※平成26年4月1日現在の住民基本台帳(外国人を含む)による数値

※住所地特例の数値は、介護保険事業状況報告平成26年3月分の数値

※俵口町は、人口比により④：⑥=59：41の割合で算定

(注釈) 住所地特例とは、介護保険施設等に入所又は入居することによって、その施設がある場所に住所を変更した被保険者のうち、それ以前に別の市町村に住所を有していた人は、その施設に入所する前の住所地であった市町村が引き続き保険者となる特例措置(介護保険法第13条)です。

(3) 今後の課題について

平成18年度より、10の生活圏域を設定していますが、日常生活圏域ごとの高齢者数に格差が広がってきていることが課題です。

あらかじめそれぞれの日常生活圏域を担当する地域包括支援センター(P68)が定まっていることから、日常生活圏域や担当エリアの地域包括支援センターの安易な変更は、高齢者や関係者の混乱を招くことにつながりますので、今後、慎重に検討を重ねていきます。